

分任契約担当官
陸上自衛隊古河駐屯地
第341会計隊長 中島 一譲

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 品 名 等

G P	品 名	規 格	単位	予定数量	備考
1	そうめんほか202件	別紙内訳書のとおり			
2	折詰のり弁当	〃			
3	精米ほか11件	〃			

(2) 納期 令和6年8月31日～令和6年9月30日

(3) 納地 陸上自衛隊 古河駐屯地

2 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 全省庁統一資格「物品の販売」D以上の等級に格付けされ、競争参加資格を有するものであること。

(5) 見本提出の条件がある品物については、見本選定に合格した者のみ応札可

(生鮮 提出期限： 7月 30日(火曜日) 15時00分)

(弁当 提出期限： 7月 24日(水曜日) 15時30分)

(6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買口又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 適用する契約条項

(1) 契約書作成の要否

ア 予決第100条の2に該当する場合を除き作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「糧食品売買契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「単価契約に関する特約条項」

(2) 適用条項を示す場所

陸上自衛隊古河駐屯地 第341会計隊事務局

東部方面会計隊ウェブサイト

「陸上自衛隊標準契約書（駐屯地用標準契約書）」、「入札及び契約心得」を適用する。

4 入札日時及び場所

(1) 日時 令和6年8月6日（火曜日） 13時30分

(2) 場所 茨城県古河市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地 会計隊入札室

5 落札決定方法 単価

(1) 入札単価は、課税業者、非課税業者に問わず消費税相当額を含まない金額（外税方式）とする。

(2) 同価の場合はくじ引きにより落札者を決定する。

6 入札保証金 免除

但し、落札者が契約を結ばないときには、入札単価に予定数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

7 契約保証金 免除

但し、契約者が契約を履行しないときは、契約単価に予定数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

8 入札の無効

(1) 入札資格の無い者の入札

(2) 入札に関する条件に違反した者の入札

(3) 入札金額が明瞭でない入札

(4) 入札者が誰であるか識別し難い入札

(5) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。

9 その他

(1) 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。郵送の場合、会社名・入札日時・件名を明記し、

「入札書在中」と朱書した上で、入札日前日の15時までに必着とする。なお、発送者の責により到着の確認をすること。再度入札に関しては令和6年7月8日14時00分を実施する。郵便での再度入札は前日17時締切とする。

(2) 入札に参加する者は、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書(写)を提出すること。

(3) 入札者が代表者の代理の時は、入札当日に委任状を提出して下さい。

TEL：0280-32-4141(内線388)

FAX：0280-32-4141(内線594)

担当者 廣瀬